

○ 令和元年度 地域特産物マイスター候補者の推薦・募集に際しての留意事項

1 対象品目の考え方

地域の立地条件や独自の技術により生産される農産物や食品等で、以下のアからエのいずれかの条件を満たすものとします。

- ア. 地域の自然条件を活かし、または克服して地域独自に生産しているもの
- イ. 伝統的食文化の継承の観点から重要（貴重）であるもの
- ウ. 6次産業化や農商工連携等により地域振興に寄与している、もしくは今後寄与することが見込まれるもの
- エ. 機能性など新たなニーズ（健康志向など）に対応して需要拡大が見込まれるもの

注：推薦に際して該当品目に疑義のある場合には、必ず事前にご相談ください。

2 マイスターの要件等

- ア 10年間程度はマイスターとして指導的役割を果たしていただくほか、技術アドバイザー派遣により現地指導を行っていただくことがあること等を踏まえ、認定・登録時点での年齢が原則として満70歳未満であることとします。
- イ 同一地域（市町村）、同一品目について原則として1人とします。
- ウ 女性による取り組みの多い農産加工も対象となっています。
- エ 認定後はマイスター協議会に参画して会費（2000円/年）を負担のうえ、相互の連携と地域段階での組織化に取り組んでいただきます。

3 推薦書の提出方法

必ず都道府県経由で推薦者（市町村長、地域農業改良普及センター長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長等）からの推薦書と本人の申請書を協会宛に提出してください。

4 提出期限 令和元年9月末日（期限厳守）

5 審査

下記の構成員からなる地域特産物マイスター審査委員会により、申請書並びに推薦書にもとづいて11月に書面審査を行います。

- 佐々木昭博（公益財団法人日本特産農産物協会理事長）
- 後沢 昭範（一般財団法人日本土壌協会評議員）
- 齋藤 章一（元帝京大学経済学部教授）
- 千原 信彦（元日本農業新聞論説委員）

6 認定・登録及び公表

審査に合格した候補者を地域特産物マイスターとして認定し、12月に地域特産物マイスター名簿に登録するとともに、協会のホームページで公表します。認定証の授与式は、2月の地域特産物マイスターの集いの際に行います。



## 地域特産物マイスター制度実施要領

制 定 平成12年10月25日

最終改正 平成30年 6月18日

公益財団法人日本特産農産物協会

### 1. 目的

地域特産物は、地域経済・農業の振興のみならず、伝統的な食文化等の維持・継承にも重要な役割を果たしており、これまで地域の中で農家等の工夫により発展を遂げてきたが、近年は担い手不足や収益性等から、その生産・加工技術が伝承されず、産地も次第に消失している状況にある。

しかしながら、近年、消費者の価値観が自然・本物志向に変化する中で地域特産物が再評価されるとともに、農林水産業の成長産業化に向けて地域資源や人材を活かした6次産業化や農商工連携等による地域経済の活性化が喫緊の課題となっている。

このため、地域特産物の生産・加工の分野で卓越した技術・能力を有し、産地育成の指導者となる人材を地域特産物マイスター（以下「マイスター」という。）として認定・登録し、技術の伝承と開発、相互交流と組織化を進めることにより、産地の維持・発展を促進する。

### 2. 認定及び登録

(1) 毎年、協会の理事長が定める期間において、農林水産省地方農政局、内閣府沖縄総合事務局都道府県農政主務部等の協力を得て推薦依頼を行い、応募に当たっては実施要領に定める申請者の認定申請書と市町村長、地域農業改良普及センター長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長又は農業関係団体（都道府県範囲以上）の長の推薦書を協会理事長あて提出するものとする。

(2) マイスター候補者の推薦基準等は以下のとおりとする。

ア. 地域特産物の生産、加工等におおむね10年以上携わっている実践的な農業従事者、農産加工関係者等であって、次のイ及びウの要件を満たす者。

イ. 地域特産物の生産・加工技術等に卓越しており、その技術の伝承と開発に意欲的であること。

ウ. 地域特産物の産地育成や産地消活動を支援する指導的役割を担えること。

エ. 認定・登録時点での年齢が原則として満70歳未満であること。

(3) 地域特産物とは、その地域の立地条件や独特の技術を生かして栽培されている特産作物やその加工品又は新しい技術や地域にとって普遍的な方法によって栽培又は加工されている農産物（野生植物を原材料とするものを含む。）をいう。

### 3. マイスターの審査及び認定・登録

(1) マイスター候補者から提出された申請書と推薦者から提出された推薦書にもとづき、有識者から構成される地域特産物マイスター審査委員会を開催して書面審査を行う。

(2) 書面審査に合格した候補者を協会理事長が地域特産物マイスターとして認定し、地域特産物マイスター名簿に登録するとともに、申請者、推薦者等に通知し、併せて協会のホームページで公表する。

### 4. マイスターの活動と組織化

(1) マイスターは、自ら研鑽しつつ技術の伝承と開発に努めるとともに、要請に応じて、技術の普及、産地の育成等のための助言指導を行う。

(2) マイスターは、相互の連携と制度の効果的な運営を図るため、全国段階の地域特産物マイスター協議会を組織して参画するとともに、地方段階での組織化を進める。

(3) マイスターの活動を支援するため、協会は以下の取組みを行う。

ア. マイスターによる助言指導に関し必要な情報を提供する。

イ. マイスター個人毎の技術の内容と活動状況、相談・指導に応じられる分野・内容等を協会のホームページで公表するとともに、最新時点における活動状況等を認定者への照会により把握して更新する。

ウ. 地域特産物の生産・加工等に関する技術水準の向上のための研究会等を開催する。

エ. 地域特産物やその産地の育成に関する助言指導者の照会に対して、地域農産物マイスターのうちから適任者を紹介する。

オ. 地域特産物マイスター協議会の事務局を担当し、マイスターの活動と組織化に必要な事務作業の支援を行う。

### 5. マイスターの登録取消

協会理事長は、マイスターが次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合には、その登録を取消するとともに、(3)の場合については地域特産物マイスター審査委員会の同意を得て、その登録を取消することができる。

(1) 認定の対象となった品目に係る取組みを廃止又は死亡したことが確認された場合

(2) 健康上の理由等により、認定の辞退届の提出があった場合

(3) 社会的・道義的にマイスターたるにふさわしくない行為があった場合

令和元年度地域特産物マイスター推薦書

令和元年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会  
理事長 佐々木 昭博 殿

住 所：

機 関 名：

所 属 職 名：

氏 名：

㊞

地域特産物マイスター制度実施要領に基づき、別紙の者を令和元年度地域特産物マイスターに推薦します。



申請者

ふりがな 氏名	
生年月日	
ふりがな 現住所	〒  電話番号  FAX番号
携帯番号	
E-mail	
日中連絡が とれる連絡先	

## 1. 対象品目

### (1) 名称 (ふりがな)

※地域で一般的に使用されている「呼び名」やブランド名等を記載して下さい。

ふりがな	
名 称	

### (2) 来歴・特性

※該当品目が、その地域に伝来した経緯 (由来) や地域の食文化との関係、当該品目が生産されている地域の概要 (特徴)、品種特性や生産・加工技術の特徴、流通・販売面で独自の地位を占めている実情などをわかりやすく記載して下さい。

--



(3) 地域経済（農業）に占める位置づけ

※当該品目の生産額や生産量、地域産業における重要性について記載して下さい。

--

(4) 地域としての取り組みの概況

※地域では当該品目について、どのような取り組みを行っているのか。その経緯と現状を記載して下さい。

--

## 2. 申請者が有する技術の特徴

### (1) 技術の特徴

※標準的な技術と比べてどのような点が優れているのかを、わかりやすく記載して下さい。

### (2) 開発・伝承等の経緯

※申請者が独自に開発したものか、それとも地域に伝承されているものか、あるいは研究機関等で開発されたものかなど、技術の由来や起源を明らかにして下さい。

### 3. 申請者の活動状況

#### (1) 農業経営

※就農から現在までの農業経営の展開（経緯）の経過と現在の経営規模、当該品目が申請者の経営に占める割合等を簡略に記載して下さい。

#### (2) 技術の普及・指導

※研修会の講師や視察・研修生の受け入れなど、自らが有する技術の普及・指導にどのように取り組んでいるのか、その規模や回数などを含めて具体的に記載して下さい。

#### (3) 受賞歴・寄稿文等

※対象品目に係るものに限らず、産地育成を含む地域農業の振興に関係するものがあれば、幅広く記載して下さい。受賞年及び寄稿文等掲載された年月を記載して下さい。

(4) 主な役職

※生産組合の役職に就任している場合等に、その名称及び在任期間を記載して下さい。

--

4. 今後の地域特産物マイスターとしての活動予定

(1) 相談に応じられる分野・内容

※技術の普及・指導や開発、産地育成、地域振興などについて、外部から要請された場合に対応できる内容を、箇条書きで記載して下さい。(地域特産物マイスターとして認定された場合には、当協会ホームページの該当コーナーで紹介させていただくことになります。)

--

(2) 申請者に対する推薦者としての期待

※地域の申請者・リーダーとして、申請者に対して期待するところをわかりやすく記載して下さい。

--

5. ホームページ

※申請者自身がホームページを開設している場合、もしくは推薦者等のホームページで申請者及び対象品目に係る情報を公開している場合、名称と URL を記載して下さい。

(地域特産物マイスターとして認定された場合には、当協会ホームページの該当コーナーからリンクを張らせていただきます)

--

【ご担当者】

お 名 前	
ご 所 属	
ご 住 所	〒
電 話 番 号	
FAX 番 号	
e - m a i l	

(推薦書作成上の注意事項)

- 1 推薦者は、市町村長、地域農業改良普及センター所長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長及び特産農産物に関する関係団体の長(ただし、都道府県の範囲を超えるものに限る。)とします。
- 2 円滑な書面審査が可能になるよう、推薦書の様式、項目に沿って、必要かつ十分な分量(A4版40字×50行で5枚程度を目安)と内容としてください。
- 3 技術の内容や活動状況等については、補足資料としてわかりやすい写真や図表を整理、添付してください。
- 4 対象品目について、わかりやすいカラー写真を数枚程度、印刷物もしくは画像データで提供してください。マイスターとして認定された場合、当協会のホームページの該当コーナーに掲載します。
- 5 推薦書及び認定申請書に含まれる個人情報については、地域特産物マイスターの認定・登録に係る審査及び事務連絡の目的にのみ利用します。認定された場合、マイスター制度に関する相談・照会への対応のため、マイスターの顔写真とプロフィールを協会のホームページで公開させていただきます。その具体的な内容については、認定・登録後に推薦者を通じて協議します。推薦に際しては、以上の点について本人の同意を得ていることを条件とします。
- 6 マイスターには、認定・登録後に10年程度は産地育成等での指導的役割が期待されているほか、技術アドバイザー派遣により、現地指導を行っていただくことがあるため、候補者については、認定・登録時点で原則として70歳未満の方をご推薦いただくこととします。ただし、認定・登録後に10年後指導的役割を担っていただける方であれば、70歳を超えていても推薦して下さって構いません。
- 7 不明な点がありましたら、推薦書提出前に以下の協会担当者までお問い合わせ下さるようお願いいたします。

担 当

専務理事 矢野 哲男  
調査指導部 吉川みどり  
電 話 : 03-3584-6845  
F A X : 03-3584-1757  
E-mail : info@jsapa.or.jp

## 令和元年度地域特産物マイスター認定申請書

令和元年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会

理事長 佐々木 昭博 殿

現住所〒

ふりがな  
氏名

Ⓜ

年 月 日生

私は、貴協会の地域特産物マイスター制度の趣旨に賛同し、技術の伝承と開発・普及、産地育成のための助言指導等を行なうため、地域特産物マイスターの認定を受けたいので申請します。

### 写真添付欄

- 1 縦 40 mm～45 mm  
横 35 mm～40 mm
- 2 本人正面半身胸上
- 3 無帽
- 4 6ヶ月以内に撮影したもの
- 5 裏面に糊付け
- 6 裏面に指名記入

注：1) 顔写真を添付してください。顔写真はマイスターの認定・登録に係る審査にのみ利用します。

2) 認定・登録された場合、マイスター制度に関する相談・照会への対応のため、顔写真とプロフィールを協会のホームページで公開させていただきます。その具体的な内容については、認定・登録後に推薦者を通じて協議します。





# 地域特産物マイスター制度について

## 1 目的

地域経済の活性化にとって重要な地域特産物の振興を図るため、栽培・加工等の分野で卓越した技術能力を有し、産地育成の指導者となる人材を認定・登録して技術の伝承・開発、相互交流、組織化等を推進することにより地域特産物の産地育成を支援します。

## 2 募集と認定

### (1) 推薦・募集

都道府県農政主務部長等の協力を得て、市町村長、地域農業改良普及センター長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長又は農業関係団体の長等が推薦します。

### (2) 推薦基準

対象者は、地域特産物の栽培、加工等におおむね10年以上携わっている、以下の条件を満たす、実践的な農業従事者、農産加工関係者等です。

- ① 地域特産物の生産・加工技術等に卓越し、その技術の伝承と開発に意欲的であること。
- ② 地域特産物の産地育成や産地消費活動を支援する指導的役割を担えること。

### 【対象となる地域特産物】

- ・ 地域の自然条件を活かし、または克服して地域独自に生産しているもの
- ・ 伝統的食文化の継承の観点から重要（貴重）であるもの
- ・ 6次産業化や農商工連携等により地域振興に寄与もしくは今後、寄与することが見込まれるもの
- ・ 機能性など新たなニーズ（健康志向など）に対応して需要拡大が見込まれるもの

### (3) 認定審査

審査委員会において申請書ならびに推薦書等に基づいて審査を行い、合格した候補者を地域特産物マイスターとして認定し、名簿に登録します。

## 3 マイスターの活動

地域特産物マイスターは、自ら研鑽しつつ技術の伝承と開発に努めるとともに、要請に応じて、技術の普及、産地の育成等のための助言指導を行います。

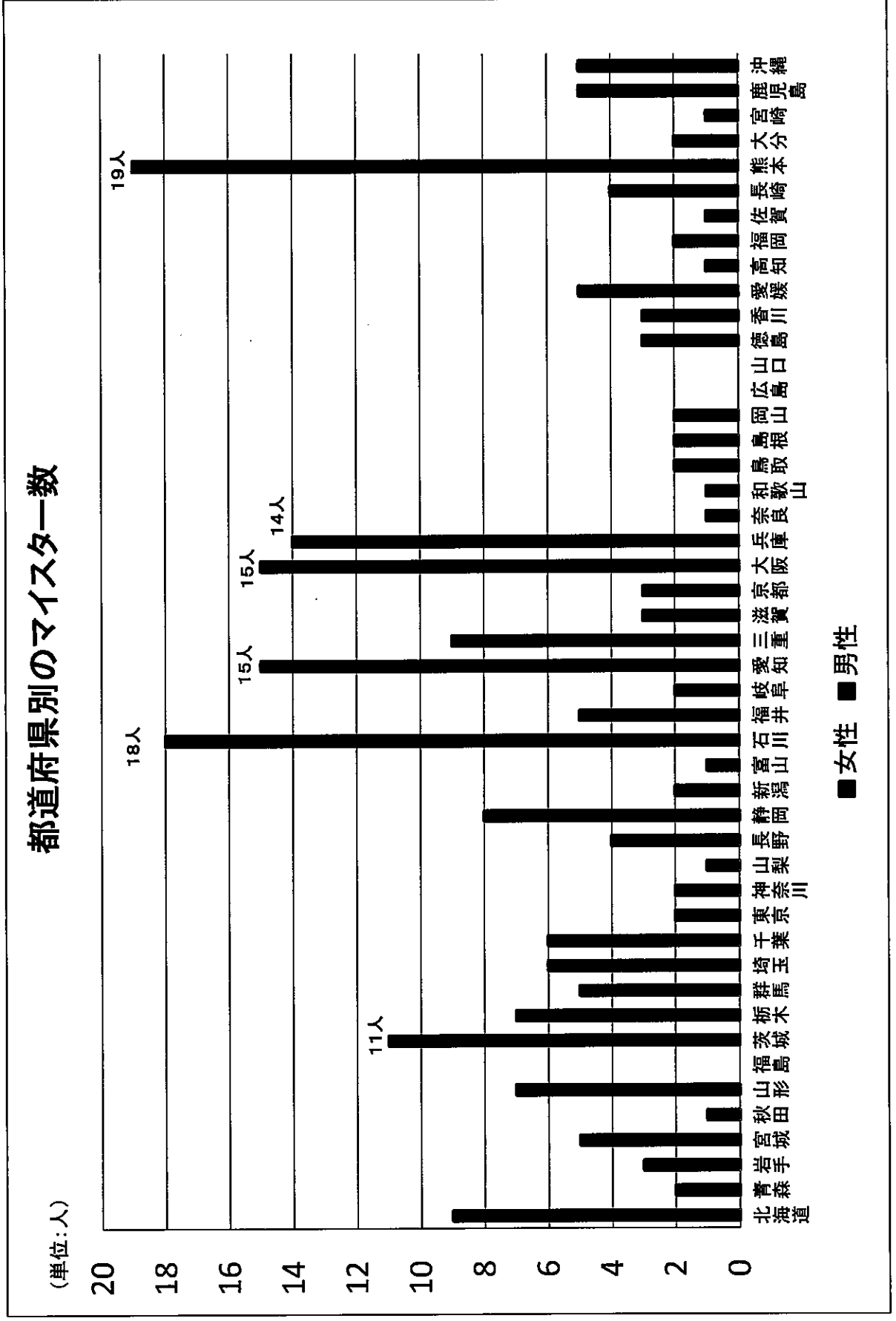
## 4 地域特産物マイスターの登録状況

(1) 平成12年度の制度創設から、毎年度、15名程度を認定・登録しており、令和元年6月現在で225名が全国で活動しています。

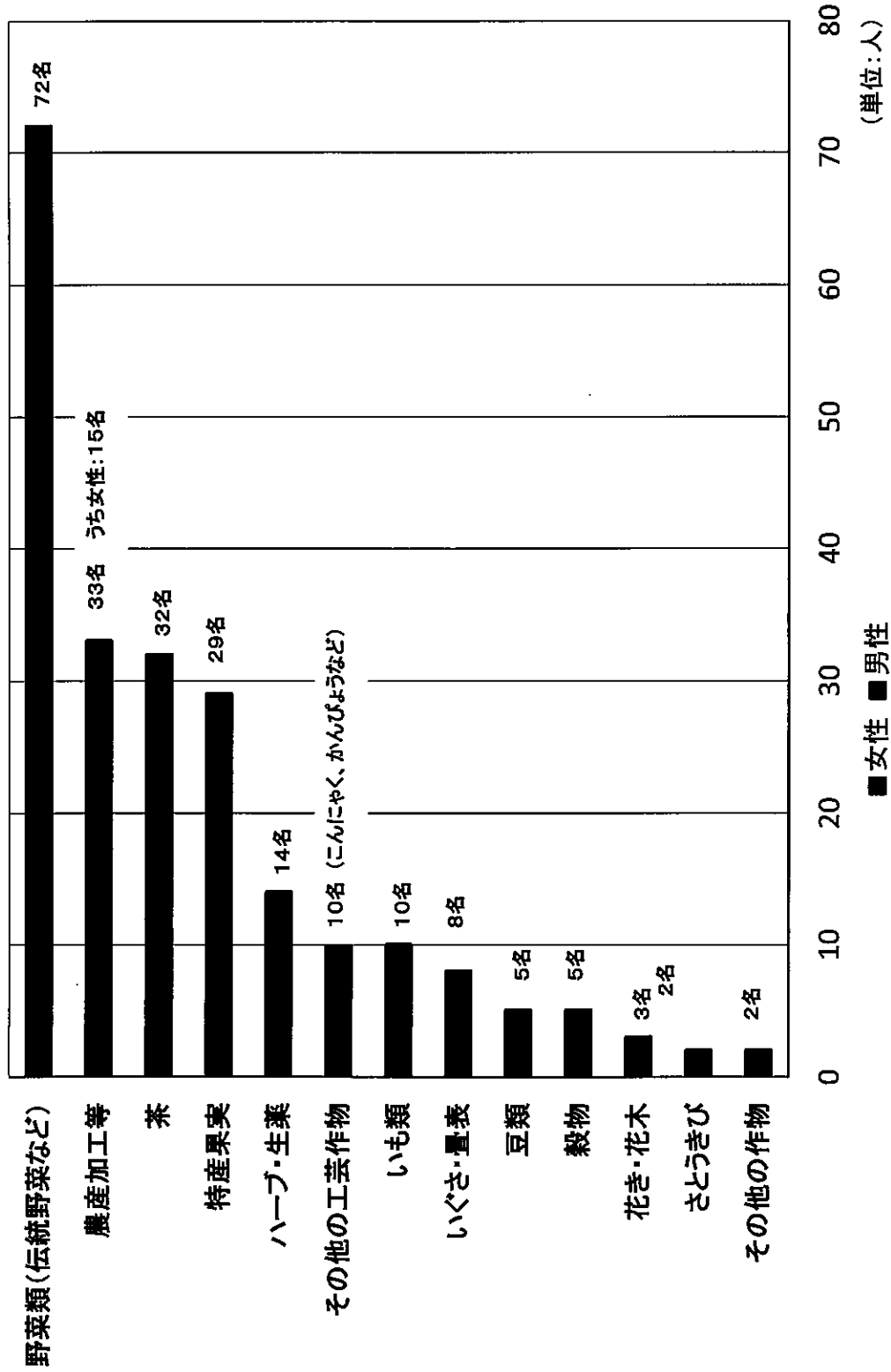
(2) 認定者の対象品目の類型は、いわゆる伝統野菜、漬物等の農産加工、茶などの工芸作物、特産果実、薬用作物等が多くなっています。



# 地域特産物マイスターの認定・登録状況 (令和元年6月現在)



# 認定対象品目類型別のマイスター数



# 令和元年度地域特産物マイスター認定スケジュール

令和元年  
6月28日

**推薦・募集開始**

9月末日

**推薦・募集 締め切り**

10月

**推薦書の内容の確認作業**

11月

**認定審査委員会  
(書面審査)**

12月2日  
(月)

**認定・登録及び  
審査結果の公表  
地域特産物マイスターの集い  
開催案内送付**

令和2年  
2月  
14日  
(金)

**第19回地域特産物マイスターの  
集い (認定の授与、特別講演会)**

※昨年度の様子は裏面にあります

# 平成30年度地域特産物マイスターの集い

開催日 平成30年2月22日 (金)  
会 場 石垣記念ホール 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル



来賓挨拶 (農林水産省 生産局 地域対策官)

第18回地域特産物マイスターの集い



認定証交付式

左側 大仲香織氏 (香川県) 右側 雨宮元理事長



第18回地域特産物マイスターの集い

記念撮影



特別講演

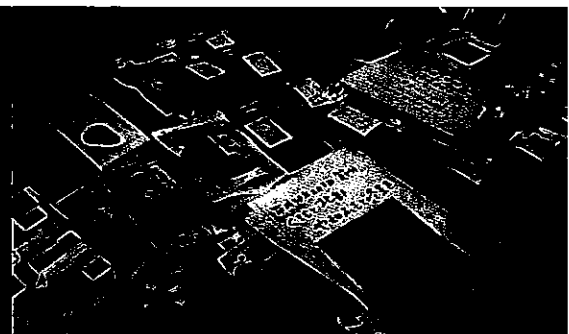
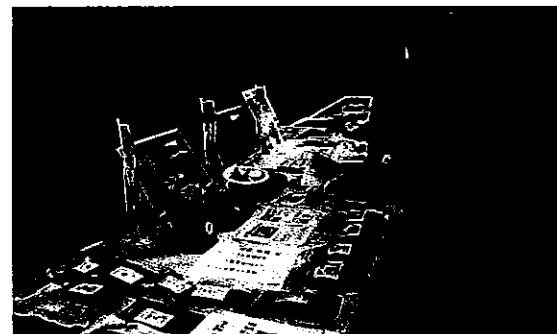


中森マイスター協議会会長 (中央)

討論会



平成30年度地域特産物マイスター  
佐藤政悦氏 (宮城県)



平成30年度地域特産物マイスター 認定作物

## 技術アドバイザー派遣の実施について

(公財) 日本特産農産物協会

### 1. 趣旨

地域特産作物の生産体制の強化を図るため、地域からの要請に応じて、栽培技術等に関するアドバイスをを行うことができる人材（技術アドバイザー）を全国各地に派遣して支援します。

### 2. 支援の内容

原則として当協会が認定・登録した地域特産物マイスターが、現地に出向いて栽培技術、加工技術、新商品開発、後継者の育成・確保、ブランド化、流通・販売の強化等について指導を行います。

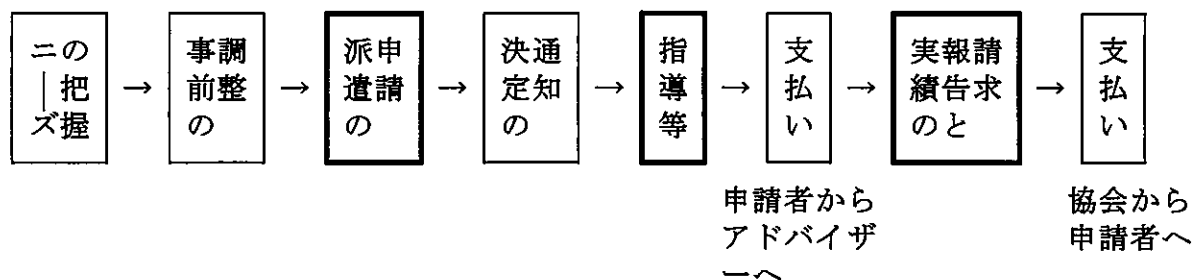
### 3. 支援の対象

地域特産作物の生産・加工に取り組んでいる地方自治体や農業協同組合及びこれらを構成員に含む協議会（規約と事務処理体制が必要です）等が、一定規模（5人）以上の技術指導等を含む研修会を開催する場合等を想定しています。

### 4. 派遣の手続き

- ①協会は都道府県を通じてニーズを把握します。
- ②協会において調整のうえ、申請者（研修会等の主催者）から所定の様式による申請書を協会に提出していただきます。
- ③協会は派遣が成立するかを調整・確認のうえ、申請者と技術アドバイザーに結果を連絡します。
- ④申請者は技術アドバイザーに技術指導を要請し、現地において研修会等を開催して技術指導・助言等を行います。
- ⑤申請者は研修会等を開催後に、技術アドバイザーに対して謝金と旅費を支払ったうえで、協会に実績報告と支払い請求を行います。
- ⑥協会は申請者からの実績報告と支払い請求の内容を確認し、申請者に対して謝金及び旅費を支払います。

(参考) 事業のフロー (イメージ)



### 【技術アドバイザー派遣に関する問い合わせ先】

(公財) 日本特産農産物協会

専務理事 矢野 哲男

調査指導部 吉川みどり

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル3階

電話：03-3584-6845 FAX:03-3584-1757 Eメール：info@jsapa.or.jp

